

地域公共交通燃料高騰緊急支援事業実施要領

令和4年6月29日 交政第169号

この実施要領は、地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金交付要綱（令和4年6月29日交政第168号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金の交付等地域公共交通燃料高騰緊急支援事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 地域公共交通燃料高騰緊急支援事業について

(1) 補助対象経費について

交付要綱別表に定める補助対象経費のうち、県内月平均ガソリン価格、県内月平均軽油価格及びLPガス基準価格は、次の①～③に掲げるものとする。

① 県内月平均ガソリン価格

資源エネルギー庁が実施する石油製品価格調査のうち、同年同月に調査した大分県におけるレギュラー1リットルあたりの現金価格の平均（この数値に少数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とする。

② 県内月平均軽油価格

資源エネルギー庁が実施する石油製品価格調査のうち、同年同月に調査した大分県における軽油1リットルあたりの現金価格の平均（この数値に少数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とする。

③ LPガス基準価格

国土交通省が実施するLPガス価格の市場調査に基づき、国土交通省が定めるLPガス1リットルあたりの基準価格とする。

(2) 補助金の申請について

この事業における補助金は、1か月を単位として申請する。

(3) 補助金の交付について

この事業における補助金は、1か月を単位として交付する。

(4) 補助金の申請受付期間について

この事業における補助金の申請受付期間は、別途大分県ホームページにて公表する。

2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、県において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。